

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平尾
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 杉本 吉正

北葛城郡広陵町大字平尾一八九

理事 竹村 邦雄

一六五

監事 堀川 季延

六八四一二

監事 北村 介則

六二六一四

監事 杉本 國嘉

一三八

監事 村本 佳宜

五六五

監事 西嶋 健司

二一四

監事 堀川 秀治

七二六一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

北葛城郡広陵町大字平尾一八九

理事 杉本 吉正

一六五

監事 竹村 邦雄

六八四一二

監事 北村 介則

六二六一四

監事 杉本 國嘉

一三八

監事 村本 佳宜

五六五

監事 西嶋 健司

二一四

監事 堀川 秀治

七二六一三

監事 西嶋 隆

二一〇一